

農林水産物貿易円滑化推進事業

【110,083(215,193)千円】

対策のポイント

個々の品目に係る市場実態等調査、海外貿易情報の収集等により、輸出の円滑化を推進します。

<平成19年度における事業の実施状況>

調査名	調査内容
海外貿易制度等調査	中国、台湾、香港、タイにおける農林水産物・食品に関する貿易制度、関連諸制度の情報収集及び運用実態の調査を実施。
偽装表示等情報収集	中国、台湾における日本の農林水産物・食品の主要ブランド名等の登録状況及び偽装表示実態の情報収集、偽装表示の問題に対処するための制度、手続、所要費用等の調査を実施。
輸出物流コスト削減等に関する調査	農林水産物・食品の輸出の物流コスト削減等を図るため、物流の実態調査、物流の改善方策の検討を実施。
農林水産物等の航空輸出处物流に関する調査	空港の再拡張が計画されている羽田空港を活用した農林水産物・食品の航空輸出の可能性等の検討を実施。
品目別市場実態調査	日本の農林水産物・食品のうち輸出の拡大が期待される主要な品目について、輸出相手国等の市場実態調査を実施。 <調査対象品目> 米・米加工品、野菜、果実、花き、食肉、水産物・水産加工品、緑茶、きのこ、木炭、加工食品（乾麺、米菓、清涼飲料）

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 海外貿易情報収集等基礎調査・収集活動

諸外国の農林水産物・食品に関する貿易制度、市場動向等についての基礎的な調査や日本の農林水産物・食品に関する現地情報の収集を行う。

また、知的財産保護の観点等から、海外における偽装表示の実態等についても情報収集を行う。

2. 品目別市場実態等調査

品目ごとの市場実態調査や、品目ごとの輸出戦略に必要な調査を実施する。

<委託先>

民間団体等

<事業実施期間>

平成9年度から平成20年度まで

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物貿易円滑化推進事業

- 海外における貿易制度、偽装表示や現地事業者等によるブランド名の商標登録の実態、総合的な輸出戦略で設定された重点個別品目の重点国における市場実態等を幅広く調査

海外貿易情報収集等基礎調査

輸出の促進を図る上で必要な、海外の貿易制度等を調査

- 海外貿易制度等調査
 - ・ 動植物検疫、その他関係法令や規制等の調査
- 偽装表示等情報収集
 - ・ 偽装表示や現地事業者等によるブランド名の商標登録の実態、問題に対処するための制度、手続、費用等に関する調査

品目別市場実態等調査

輸出の拡大に資する、品目別の海外における市場実態等を調査

- 品目別市場実態調査
 - ・ 販売量、価格動向等定量的調査
 - ・ 購買層、社会習慣、嗜好等定性的調査
 - ・ 商慣行、主要業者等その他関連情報調査
- 品目別輸出戦略調査
(具体例)
 - ・ 外国の輸出成功品目の販売促進に係る取組等調査
(ノルウェーサーモン、ピンクレディー等)
 - ・ 他国におけるEU向け輸出の水産物加工施設のHACCP対応状況等調査